

2015年10月22日

藤女子大学

本学教員の研究活動上における不正行為について（概要）

このたび、本学文学部に所属する教員に研究活動上の不正行為が認められましたので、事実関係について公表いたします。

1.経緯

2015年5月20日付で、学外の研究者から顕名により、本学文学部紀要に掲載された、文学部金戸幸子准教授の論文2報に不正行為（盗用）があるとの申立てを受け、直ちに予備調査を実施し、同年6月11日に外部委員4名を含む次の8名により本調査を開始した。

調査委員会 委員

委員長 藤井 義博 （副学長）
委員 石田 晴男 （文学部長）
委員 三宅 理一 （人間生活学部特任教授）
委員 櫻井 義秀 （北海道大学大学院教授）
委員 長谷部 清 （北海道大学名誉教授）
委員 乗木 新一郎 （北海道大学名誉教授）
委員 舛田 雅彦 （弁護士）
委員 井上 泰則 （事務局長）

2.調査の内容

(1)本学文学部紀要第51号及び同第52号に掲載された金戸准教授の2つの論文において、盗用（「他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を研究者の了解又は適正な表現なく流用する行為」）が行われたか否かについて調査した。

(2)調査は、申立人が執筆した共同研究の「報告書」と金戸准教授の論文を比較検証するとともに、申立人と金戸准教授が参加する共同研究の研究代表者から聞き取り調査を行った。

3.調査の結果

(1)申立てがなされた以下の2つの論文を、いずれも盗用と認定した。

①金戸幸子「台湾における『新移民』をめぐる動向と多文化主義の変容 - 結婚移住者支援組織での調査事例から -」『藤女子大学文学部紀要』第51号2014年2月、97～123頁

②金戸幸子「台湾における『新移民』支援の展開とその政策的方向性の変容 - 婚姻移民支援組織と初等教育現場での調査事例から」『藤女子大学文学部紀要』第52号2015年2月、99～129頁

(2)盗用とした2つの論文は、申立人と金戸准教授が参加する共同研究における現地調査の成果として、申立人が作成した「報告書」の文章の一部を、申立人に無断で金戸准教授自身の成果として論文に取り込み、本学文学部紀要に公表した。

(3)本件の盗用元とされた「報告書」は、科学研究費補助金（基盤研究(B)、2012～2014年度）における研究活動によるものである。また、盗用とした2つの論文は、当該科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（基盤研究(C)、2012～2014年度）の研究成果の一部とされているが、盗用とした2つの論文に関連して支出された費用等はなかった。なお、盗用とした2つの論文が掲載された本学文学部紀要の発行に係る費用は、本学経常研究費より支出された。

4.本学の措置

(1)本学就業規則により金戸准教授を2015年9月30日付で懲戒（諭旨解雇）

（金戸准教授は同日付の退職願を9月26日に提出し退職した）

(2)盗用と認定した2つの論文の取り下げを勧告

(3)盗用論文掲載の紀要を、当該部分を欠頁として再印刷し、関係機関へ配布

5.再発防止

今回の事例を踏まえ、研究活動上の不正行為防止のため、研究者としての基本的な心構えを含め以下の取り組みを徹底する。

①文部科学大臣により制定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及びそれに則した本学の研究倫理に関する規程等の周知徹底

②研究活動上の不正に関する研修等による研究倫理教育の実施

以上